

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長こ家第5号
委 託 業 務 名 称	家庭児童相談システム用端末セットアップ業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市役所 こども家庭支援課 家庭児童相談室
業 務 の 概 要	<p>こども家庭センター機能の新設に伴い、事務遂行に要する端末の導入及び当該端末への家庭児童相談システムのセットアップを行うもの。</p> <p>(1)家庭児童相談システム用端末(4台)の調達 (2)家庭児童相談システム導入に向けたネットワーク等環境設定(4台分) (3)家庭児童相談システムセットアップ(4台分) (4)動作確認(4台分)</p>
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	金1,540,000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所 在 地 又 は 住 所] 秋田県秋田市南通築地15番32号</p> <p>[商 号 又 は 名 称] 北日本コンピューターサービス株式会社</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>北日本コンピューターサービス株式会社は、当市への家庭児童相談システム導入実績があり、当該システムの内容及び稼働・運用状況を熟知している。</p> <p>また、システム導入業者と同一の者から専用端末を調達することで、システム導入後のメンテナンス、改修または修復作業等保守管理に係る責任の所在を明確にすることができるのと同時に、より早期の業務完了が見込まれる。</p> <p>以上のことから、北日本コンピューターサービス株式会社1者からの見積徴取とした。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>